

大津市保育体制強化事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所等における保育士等の確保が困難となっている状況に鑑み、保育士等の負担軽減を目的として保育支援者等を配置するのに要する経費の一部を補助することにより、保育士等が働きやすい職場環境を整備し、保育士等の就業の継続及び離職の防止を図るとともに、保育所等において特に見守り等が必要な時間帯における児童の安全管理の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたもの（以下「保育所型認定こども園」という。）を除く。以下同じ。）、幼保連携型認定こども園（認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）及び保育所型認定こども園をいう。
- (2) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業（同項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所をいう。
- (3) 幼稚園型認定こども園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園であつて、認定こども園法第3条第1項の認定を受けたものをいう。
- (4) 保育士等 保育所に勤務する保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。）、幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に直接従事する職員（認定こども園法第14条第8項に規定する主幹保育教諭、同条第9項に規定する指導保育教諭、同条第10項に規定する保育教諭、同条第16項に規定する助保育教諭及び同条第17項に規定する講師をいう。）並びに保育所型認定こども園に勤務する教育・保育従事職員（大津市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第1号）第4条第2項に規定する教育・保育従事職員をいう。）をいう。
- (5) 保育支援者 保育士等となる資格又は免許を有していない者（平成26年4月1日以降に新たに雇用された者に限る。）で、次の業務を行うものをいう。
 - ア 保育設備等の消毒及び清掃
 - イ 給食の配膳及び後片づけ
 - ウ 寝具の用意及び後片づけ
 - エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
 - オ 児童の園外活動時の見守り等
 - カ その他保育士等の負担軽減に資する業務
- (6) 見守り等実施者 見守り等業務（散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認及び道路を歩く際の体制・安全確認等の現地での児童の行動把握等を行う業務をいう。以下同じ。）を行う者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 交通安全に関する講習会等で市長が適当と認めるものを修了した者
 - イ 児童の安全管理に知見を有する者として市長が認めた者
- (7) スポット支援員 児童の登園時、プール活動時その他特に児童の見守り、所在確認等が必要な時間帯において、安全な保育体制の強化を図るために配置される者（平成26年4月1日以降に新たに雇用された者に限り、保育支援者に該当する者を除く。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による大津市保育体制強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育支援者配置事業（保育所等において、保育支援者を配置する事業をいう。以下同じ。）
- (2) 見守り等業務実施事業（保育所等、地域型保育事業所及び幼稚園型認定こども園において、見守り等実施者による見守り等業務を実施する事業をいう。以下同じ。）
- (3) スポット支援員配置事業（保育所等、地域型保育事業所及び幼稚園型認定こども園において、スポット支援員を配置する事業をいう。以下同じ。）

（補助対象者等）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる施設の設置者とする。

- (1) 保育支援者配置事業 保育所等
- (2) 見守り等業務実施事業及びスポット支援員配置事業 保育所等、地域型保育事業所及び幼稚園型認定こども園

2 一の補助対象者（保育所等に限る。）は、一の事業年度において、保育支援者配置事業に係る補助金及び見守り等業務実施事業に係る補助金の交付を併せて受けることはできない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費（他の補助事業の対象となっているものを除く。）のうち、報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料等とする。

2 補助金の額は、別表に掲げる補助金の基準額と補助対象経費の額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

（交付申請書）

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市保育体制強化事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 保育体制強化事業に係る経費明細書
- (2) 保育支援者を配置する場合にあっては、次に掲げる事項が記載された実施計画書
 - ア 配置する保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容
 - イ 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。）

（決定通知書）

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市保育体制強化事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市保育体制強化事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市保育体制強化事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市保育体制強化事業費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市保育体制強化事業費補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市保育体制強化事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、保育体制強化事業に係る経費明細書を添付しなければならない。
（承認通知書等）

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市保育体制強化事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市保育体制強化事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市保育体制強化事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市保育体制強化事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実績報告書）

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市保育体制強化事業費補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、保育体制強化事業に係る結果を記載した書面を添付しなければならない。
（確定通知書）

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市保育体制強化事業費補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（交付請求書）

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育体制強化事業費補助金交付請求書（様式第14号）とする。

（一括又は分割による交付請求書）

第14条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育体制強化事業費補助金交付請求書（様式第15号）とする。

（取消通知書）

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市保育体制強化事業費補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により行うものとする。

（返還通知書）

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市保育体制強化事業費補助金返還通知書（様式第17号）により行うものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月14日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、国及び県の保育対策総合支援事業費補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行し、改正後の大津市保育体制強化事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行し、改正後の大津市保育体制強化事業費補助金交付要綱の規定

は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、改正後の大津市保育体制強化事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年2月20日から施行し、改正後の大津市保育体制強化事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月22日から施行し、改正後の大津市保育体制強化事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

別表(第5条関係)

補助対象事業	補助金の基準額
保育支援者配置事業	保育支援者を配置する施設1か所につき、月額100,000円(当該保育支援者が見守り等業務を行う場合にあつては、月額145,000円)の範囲内で市長が必要と認める額
見守り等業務実施事業	見守り等実施者を配置する施設1か所につき、月額45,000円の範囲内で市長が必要と認める額
スポット支援員配置事業	スポット支援員を配置する施設1か所につき、月額45,000円の範囲内で市長が必要と認める額

大津市保育体制強化事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

名称

代表者名

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市保育体制強化事業費補助金の交付について次のとおり申請します。

補助年度	年 度
補助事業の名称	大津市保育体制強化事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交付申請額 (内訳)	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添付書類	(1) 保育体制強化事業に係る経費明細書 (2) 実施計画書（保育支援者を配置する場合に限る。） (3) その他市長が必要と認める書類

大津市保育体制強化事業費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市保育体制強化事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補助年度	年 度
補助事業の名称	大津市保育体制強化事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交付決定金額	円
交付条件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (4) 前各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命じることがある。

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第7条関係）

大津市保育体制強化事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市保育体制強化事業費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補助年度	年 度
補助事業の名称	大津市保育体制強化事業費補助事業
交付申請金額	円
交付しないことと決定した理由	

大津市保育体制強化事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育体制強化事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補助年度	年 度
補助事業の名称	大津市保育体制強化事業費補助事業
交付決定金額	円
取消金額	円
取消し後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

大津市保育体制強化事業費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育体制強化事業費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補助年度	年 度
補助事業の名称	大津市保育体制強化事業費補助事業
交付決定金額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

大津市保育体制強化事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

名称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育体制強化事業費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年 度
補助事業の名称	大津市保育体制強化事業費補助事業
補助事業の変更の内容	円
変更する理由	
変更の年月日	年 月 日
添付書類	(1) 保育体制強化事業に係る経費明細書 (2) その他市長が必要と認める書類

大津市保育体制強化事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

名称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育体制強化事業費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年 度
補助事業の名称	大津市保育体制強化事業費補助事業
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日
添付書類	(1) 保育体制強化事業に係る経費明細書 (2) その他市長が必要と認める書類

大津市保育体制強化事業費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育体制強化事業費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補助年度	年 度
補助事業の名称	大津市保育体制強化事業費補助事業
承認した変更内容	
承認に係る事業の変更年月日	年 月 日

様式第9号（第10条関係）

大津市保育体制強化事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育体制強化事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補助年度	年 度
補助事業の名称	大津市保育体制強化事業費補助事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第10条関係）

大津市保育体制強化事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育体制強化事業費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補助年度	年 度
補助事業の名称	大津市保育体制強化事業費補助事業
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第11号（第10条関係）

大津市保育体制強化事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育体制強化事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補助年度	年 度
補助事業の名称	大津市保育体制強化事業費補助事業
承認しないことと決定した理由	

大津市保育体制強化事業費補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育体制強化事業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年 度
補助事業の名称	大津市保育体制強化事業費補助事業
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交付決定金額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添付書類	(1) 保育体制強化事業に係る結果を記載した書面 (2) その他市長が必要と認める書類

大津市保育体制強化事業費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育体制強化事業費補助事業について、次のとおり保育体制強化事業費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補助年度	年 度
補助事業の名称	大津市保育体制強化事業費補助事業
交付決定金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交付確定金額	円

大津市保育体制強化事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名称

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市保育体制強化事業費補助金
について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補助年度	年 度
補助事業の名称	大津市保育体制強化事業費補助事業
交付確定金額	円
交付請求金額	円
添付書類	

大津市保育体制強化事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名称

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市保育体制強化事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前一括（分割）して交付を請求します。

補助年度	年 度
補助事業の名称	大津市保育体制強化事業費補助事業
交付決定金額	円
補助金を事前交付 請求する理由	
補助金の既交付金額	円
交付請求金額	円
添付書類	

大津市保育体制強化事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育体制強化事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補助年度	年 度
補助事業の名称	大津市保育体制強化事業費補助事業
交付決定（確定）金額	円
取消金額	円
取消し後の交付決定（確定）金額	円
取消しをした理由	

大津市保育体制強化事業費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育体制強化事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返還金	円
返還理由	
返還期日	年 月 日 まで
補助年度	年 度
補助事業の名称	大津市保育体制強化事業費補助事業
交付決定金額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交付確定金額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。